



今月の視点

## 40年ぶりの民法改正で新たな相続対策【パートⅡ】

### ～主に遺言書に関する一般的な情報～

I 相続法が昨年7月、約40年ぶりに大きく改正されました。改正相続法は今年1月から順次施行され、7月には一気にルールが変わりました。これらは、令和元年7月で民法改正の概要をお伝えしましたところですが、重要なことですので更に民法項目ごとのタイムスケジュールを整理します。

- '19年1月13日 自筆証書遺言の様式緩和……遺産目録部分に限り、パソコン等での作成可能。煩雑な作業が楽になる。
- '19年7月1日 婚姻20年以上の夫婦間での自宅贈与は遺産分割の対象（持戻し）から除外。
  - ” 預貯金仮払い制度の創設。法定相続分の3分の1で150万円を限度として払戻し可能。
  - ” 遺産の使い込みへの扱いが改正。相続人の同意があれば使い込まれた遺産を遺産分割の対象に。従来は損害賠償請求の手続きが必要。
  - ” 遺留分制度の見直し。改正法では原則、お金で解決。従来は不動産等分けられないものは遺留分減殺の対象にすると共有名義に。
  - ” 介護した親族に特別寄与料として金銭的請求権を相続人に請求。
  - ” 相続財産の登記に関する改正。相続後、登記しないと権利を主張できないことも！
- '20年4月1日 配偶者居住権の創設。配偶者が自宅の所有権と居住権を分けることで自宅以外の遺産を取得し易くなる。
- '20年7月20日 自筆証書遺言預り制度の創設。自筆証書遺言を法務局で預かる制度が始まります。改ざんや紛失の恐れ、検認が不要などのメリット。

II 遺言書の件数は公正証書、自筆何れも増えています。昨年亡くなった人は約134万人、遺言書は12万7千件、公正証書は11万件、自筆は1万7千件。合計10%前後と推測されます。残念ながら、先祖代々の価値観（家族制度）と相続や遺産分割は連動しないようです。例えば、お墓を守る、両親の介護や面倒をみる、親の事業を手伝う、などと相続は関係せず、自身の独立した所帯を大切に、法定相続割合の意識が高いようです。

### III 遺言書の種類

#### 自筆証書遺言

- ・自分自身で作成できるため、費用が掛かりません。いつでも作成・更新可能。
- ・手軽な反面、遺言書が見つかった場合、内容の改ざんや破棄の恐れがある。

- ・家庭裁判所の「検認」の手続きを経ないと、遺言書の有効性を確保できない。

### 公正証書遺言

- ・専門家や公証人が作成に関わるため費用が掛かる。(作成の際、2名の証人必要)
- ・費用が掛かるので、遺言内容を慎重に考慮する必要がある。(簡単に更新しづらい)
- ・公証人によって、内容を認証してもらうので「検認」の手続きが不要！

### 秘密証書遺言

- ・自筆証書遺言と公正証書遺言の中間的な性質を持つ。
- ・遺言内容は、パソコンで作成した内容でもOK。
- ・作成した遺言書を封筒にいれ、公証役場にて封印。(作成の事実は残るが、内容の秘密は保てる)
- ・「検認」の手続きが必要。
- ・その他、年間でも全国で100件あるかどうか？

#### ◆ 必ず必要な条件

- ・満15歳以上であること
- ・意思能力があること (認知症ではないこと等)
- ・相続人 (子供など) からの強制によって作成する訳ではないこと
- ・公正証書遺言の作成に必要な日数 (20～30日前後) はご存命であること
- ・実印と印鑑証明書があること、もしくは本人の顔写真付きの身分証明 (免許書、住基カード、パスポート、マイナンバー) があること ※公正証書の場合

#### ◆ なるべく必要な条件

- ・手が動くこと、目が見えること、耳が聞こえること
- ・1～2時間の打合せができること
- ・これらを合わせて、意思判断能力があること

※被成年後見人でも遺言書の作成が可能な場合もあります (医師2人の証明など)。

## IV 遺言書を書いた方が良い人 (必須の方)

遺言がない場合、相続財産は法定相続人全員の共有となります。そして、相続財産の分割においては相続人間の合意に基づく遺産分割協議書を作成する必要があります。

この遺産分割において、相続人間で必ずしも意見が一致するとは限りません。なかには相続財産をめぐる争いが生じてしまうこともあり、これを未然に防ぐ意味でも遺言は大きな役割を果たします。以下では、遺言書作成が必須の方、要件等の方、推奨の方について解説していきます。

- ・再婚されていて、前の配偶者との間に子供がいる人  
異父異母兄弟では遺産分割の話し合いが難しい場合がある。
- ・結婚しているが子供がいない人  
相続人が配偶者の兄弟になる可能性があり、遺産分割が難しい場合がある。
- ・自分の兄弟や兄弟の子供 (甥・姪) が代襲相続人にあたる人  
話し合いでの遺産分割が難しい場合がある。
- ・婚姻届けを出していない夫婦  
法律上の相続人とはならず、財産を渡したい場合は遺言をきちんと作成する必要がある。
- ・資産のうちで、不可分財産 (土地や自社株など) の割合が多い人  
分けづらい財産が大部分の場合、相続する人や割合につき、決めておく必要がある。

- ・ **特定の相続人に財産を多く残したい人**  
遺言がなければ、相続人全員で遺産分割をすすめることになる。

## V 遺言書を書いた方が良い人（要検討の方）

- ・（親からみて）**相続人の一人と同居している人**  
親と同居している場合、両親の介護をしていたなどの理由で遺産分割がうまくいかない場合がある。
- ・（子からみて）**被相続人の持家にて、相続人の一人と同居している人**  
親の不動産に同居の場合、相続開始後は相続人の自宅であるため遺産分割が難しい。
- ・ **実子が3人以上いる人**  
相続人が3人以上となると遺産分割がまとまりにくくなる場合がある。
- ・ **自宅だけしかないので大丈夫と考えている人**  
不動産は最も現金化しづらい財産であり、遺産分割の方針を決めておく必要がある。
- ・ **財産の分け方が、まだ決まっていない人**  
家族の幸せの為に、決めてあげることが思いやりとなる。

一般家庭であっても、家族の一体感よりも個人主義的な権利意識の向上、そして法定相続分の主張（遺留分減殺請求）などの法律手続の浸透によって、様々な法的トラブルが増加しているのが実情です。

さらには、増税により、これまで相続人2人であれば基礎控除が7000万円となっていた。ところが、平成27年度以降は、同じく相続人2人の場合は基礎控除が4200万円となり、相続税の対策が必要となる家庭が増えています。こうした状況をみると、一般家庭であっても「**遺言書（生前対策）とは無縁ではない**」時代になってきたといえるのではないのでしょうか。

## VI 遺言書を書くことを検討しても良い人（推奨の方）

- ・ **相続人は1人であるが、相続人に相続の負担をかけたくない場合**  
相続手続きは我々のような専門家が関わったとしても、平均3～4か月程度はかかります。きちんとした遺言書を作成し、執行者を定めておくことで、相続人に一切負担をかけることなく相続手続きを進めていくことができます。また、戸籍の収集をするだけでも通常、1か月程度かかります。公正証書にて遺言を作成していると、通常の相続手続きほど戸籍の収集をする必要がなく、短時間で相続手続を完了させることが可能です。
- ・ **相続人同士でもめてほしくない場合**  
極端に言えば、相続人が2人の場合に、あえて2分の1ずつという主旨の遺言書を作る事もひとつの提案であると言えます。

## VII 危急時遺言（特別な方式）

前述までの「**普通の方式による遺言**」3種類に対し、「**特別な方式による遺言**」には「**危急時遺言**」2種類と「**隔絶地遺言**」2種類があります。

こちらでは、危急時遺言のうち一般危急者遺言について述べます。一般危急者遺言とは、疾病その他の事由により臨終間際の者が遺言を作成することを可能とするものです。これは、あくまで緊急的な措置となります。

以下、第976条の概要を述べます。

- ・ 一般危急者遺言は、証人3人以上の立会いのもとその1人に遺言の主旨を口授して行ない、口授を受けたものがこれを筆記し遺言者及び他の証人に読み聞かせ又は閲覧させ、

各証人がその筆記の正確なことを承認した後これに署名押印します。

- ・言葉や耳の不自由な人の場合は通訳人の通訳により口授や読み聞かせに代えます。
- ・これらの方式でなされた遺言の効力発生要件としては、**遺言の日から20日以内に証人の1人又は利害関係人から家庭裁判所に請求し、確認**（家庭裁判所が遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得ること）を得なければなりません。

（※特別な方式による遺言は遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになったときから6か月間生存するときはその効力が生じません。）

また、公正証書遺言ではないので、**相続手続きのためには検認**が必要となります。

## VIII (一般) 危急時遺言の注意点

### ① 緊急時だからこそ、意思確認や容体の確認は丁寧に。

確認審判の申立を行なった後、遺言者が存命である場合には、家庭裁判所の調査官が遺言書の様子を確認しに行きます。その際、遺言者の意向が遺言書の内容と違っていたり、危急時遺言を作成するだけの緊急性がない場合には遺言書が無効になってしまうため、意思確認や容体の確認は丁寧に行なうことが重要です。

### ② 危急時遺言はあくまでも危急の際の遺言書である。

危急時から脱する見込みがある場合には、公正証書遺言に移行するようにしましょう。

### ③ 事実は曲げずに、遺言者の意思を正確に記載する。

### ④ 危急時遺言を作成する場所を確保する。

危急時遺言を作成する場合には、財産の内容が周囲に聞こえるのを避け、又遺言者の意向を正確に記載できるよう、病院であれば個室を借りて作成が望ましいです。

（※後日、作成場所の間取りを細かく確認されることもあるため、間取り、当時の状況等をメモしておきましょう。）

### ⑤ 本場に緊急な場合、人数が足りなければ病院の看護師に証人を依頼することも検討。

IX 注意したいのは、遺言書があり、財産を相続する人が相続人だけのケースです。これは、相続人全員の合意さえあれば、遺言書の内容を覆すことができます。親の「こうすれば喜ぶに違いない」という親の思いと「私たちはこうしてほしかった」という子の思いにズレがあったときに有効です。遺言書は最強の力を持つが、時により相続人全員の合意の方が勝るということも覚えておきましょう。

それと、親一人になった時こそ「遺言書」の存在は大きいです。夫婦で遺言書の依頼があるが、遺産争いは夫と妻のどちらかが亡くなった時でなく、一方が亡くなり、その後に残りの親が亡くなった時の方が圧倒的に多いです。最初の一次相続の時は、残りの親を中心に、比較的スムーズに遺産分割が協議されます。しかし、残りの親が亡くなった時は（二次相続）、当事者は子供だけとなり、協議がまとまらず、家裁での調停の依頼となりやすいです。元気なときこそ、遺言書を真剣に考えましょう。

石川 光男

**今後のセミナー** FAXにてお申込みをお願いします。

1. 9月26日(木) 一般社団法人 全国相続協会  
テーマ 「建設業許可申請の経営審査の評点UP法」  
～ 小さな建設業の脱! どんぶり勘定で(X<sub>2</sub>)をアップします～  
講師 服部 正雄 氏  
時間 17:00～18:30 会費 2,500円  
場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

**熱田・港倫理法人会のセミナー** お問い合わせはみらい経営まで TEL 651-6000

1. 9月5日(木) 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「所信表明」  
講師 齋藤 充廣 氏、根本 明 氏、柴田 和浩 氏  
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
2. 9月12日(木) 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「信じきる!」  
講師 下村 修功 氏  
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
3. 9月19日(木) 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「会員スピーチ」  
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
4. 9月26日(木) 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「3回倒産を経験し、どん底からの創業物語」  
講師 東 文弘 氏  
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナーは事前申込みは必要ありません。

受付で『石川光男の紹介です』とお伝えください。

※会場…金山ゼミナールプラザ

〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15 TEL 052-331-6411

**9月の税務と労務**

- ・ 7月の決算法人の確定申告、消費税など納税 期限(9月30日)
- ・ 1月の決算法人の中間申告、納税 期限(9月30日)
- ・ 1月の決算法人の消費税の中間申告 期限(9月30日)
- ・ 8月分源泉所得税納付 期限(9月10日)

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男  
〒456-0051 名古屋市長久区四番二丁目14番34号  
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

[ishikawa@ishikawakk.or.jp](mailto:ishikawa@ishikawakk.or.jp)

<http://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス

税理士 榊原 睦

〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番  
TEL 0569 (26) 1566 FAX 0569 (26) 1569

[mbara623@k6.dion.ne.jp](mailto:mbara623@k6.dion.ne.jp)